

# 『子ども手当』 の支給がはじまります

本年4月から子ども手当制度が始まりました。  
子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校  
修了までの子ども1人につき月額1万3千円を親等に支給する制度です。

1. **趣旨**
  - 子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給するものです。
2. **支給対象となる子ども**
  - 平成7年4月2日以降に生れた子ども（中学生以下）
  - 児童手当制度は、小学校修了前の子どもが対象となっており、親等に所得制限がありました。子ども手当は、中学校修了前まで支給対象が拡大し、所得制限もありません。
3. **受給者**
  - 子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同一にする父又は母等です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方となります。
4. **手当の額**
  - 1人につき月額1万3千円
  - 子ども手当制度の開始に伴い、4月以降、原則として児童手当は支給されませんが、児童手当の受給資格者については、本年6月に限り、子ども手当とは別に平成21年度分の児童手当（平成22年2月分と3月分）が支給されます。
5. **支給を受けるための手続き等**
  - 子ども手当を平成22年4月分から受給するには、申請の必要ない方と申請の必要がない方がいます。（下図参照）
  - 手当の支払期月は、6月、10月、2月の年3回（下図参照）

## 支給期月

支給期月	6月（2,3,4,5月分） 10月（6,7,8,9月分） 2月（10,11,12,1月分）の年3回 平成22年6月は下記のとおりとなります。
申請の必要がない方の支給について	平成22年6月に児童手当2,3月分と子ども手当4,5月分を支給します。
申請の必要な方の支給について	平成22年5月31日までに申請した方
	平成22年6月に4,5月分を支給します。 書類に不備があった場合、6月に支給出来ないことがあります。
	平成22年6月以降に申請した方
	子ども手当の支給が決定した方には、支払日が記載された認定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

## 申請の要否

申請の必要な方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校2～3年生の保護者</li> <li>・中学1年生の保護者で、児童手当を受給していなかった方</li> <li>・所得超過等により児童手当を受給していない方</li> </ul>
申請の必要がない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在児童手当を受給している方</li> <li>・中学1年生の保護者で、児童手当を受給していた方</li> <li>・公務員の方（勤務先から支給されます）</li> </ul>

- ・現在児童手当を受給している方で、中学2～3年生のお子さんを養育している方は、額改定認定請求書で申請していただけます。
- ・申請の必要な方には4月中旬に必要な書類を郵送しています。申請に必要な書類を添えて申請してください。申請の必要な方に該当しているのに、町から申請書が届いていない場合は、至急ご連絡ください。

## 子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子どもの将来の夢は何ですか？子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

（なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分にご理解をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。）

## 子ども手当の寄附について

子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄附して、子ども・子育て支援の事業のために活かしてほしいという方には、簡単に寄附を行うことができる手続きもありますので、ご希望の方は、お問い合わせください。

お問い合わせ  
和寒町保健福祉センター 保健福祉課福祉係（ 32-2000 ）